

事業者 殿

山口労働局長登録第22号
一般社団法人山口県労働基準協会

乾燥設備作業主任者技能講習開催のご案内

労働安全衛生法では、下記の設備による物の加熱乾燥の作業には、乾燥作業に従事する労働者の指揮、安全点検、異常時の措置等、災害防止のための監督指導を行わせるため、登録教習機関が行う技能講習を修了した者を乾燥設備作業主任者として選任しなければその作業はできないことになっています。

そこで、資格取得のための技能講習を下記のとおり開催いたしますので、同作業関係者を受講させられますようご案内申し上げます。

※作業主任者の選任が必要な乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号）

- イ. 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。）のうち、危険物等（労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの
- ロ. 上記イの乾燥設備以外の乾燥設備で、熱源として燃料又は電力を使用するもので、その最大消費量又は定格消費電力が次の区分のもの
- (1) 固体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 kg以上
 - (2) 液体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 l以上
 - (3) 気体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時1 m³以上
 - (4) 電力を使用するもので、定格消費電力が10 kw以上

記

1. 実施日及び会場 別紙案内のとおり

2. 講習科目及び時間

区分	講習科目	時間数
学 科	① 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	4時間
	② 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4時間
	③ 乾燥作業の管理に関する知識	5時間
	④ 関係法令	2時間
	⑤ 修了試験	1時間

3. 受講資格

次の(1)～(3)の方でない受講できません。（労働安全衛生規則第79条・同規則別表第6）

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (3) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者

(注) 上記(1)又は(2)に該当する方は、卒業したことを証明する書面（卒業証明書の原本又は卒業証書の写しに「原本と相違ない」の事業者の証明があるものが必要）を申込書に添付してください。

4. 受講料及びテキスト代

- (1) 受講料 13,200円（消費税込）
- (2) テキスト代 「乾燥作業の安全」【改訂10版】 1,650円（消費税込）

5. 申込書記載上の注意(よく読んでください。)

(1) 本人確認証明書

下記①～⑨のいずれか一つを貼付してください。

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」(プラスチックカード製)の写し
- ② 自動車運転免許証の写し(裏書のある方は表裏)
- ③ 住民票の原本 **※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。**
- ④ 在留カード又は特別永住者証明書の写し
- ⑤ 労働安全衛生法による免許証(パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証:新様式)の写し(表裏)
- ⑥ 日本国旅券(パスポート)の写し**※有効期間内のもの**

【旧姓又は通称の併記を希望の方】旧姓又は通称を確認できる下記の書類いづれか一つを貼付してください。

- ⑦ 戸籍抄本又は戸籍謄本(旧姓又は通称名が記載されているもの)
- ⑧ 住民票の原本(旧姓又は通称名が記載されているもの)
- ⑨ 自動車運転免許証の写し(旧姓又は通称名が記載されているもの)

(2) 写真(2枚)

- ① たて30mm、よこ24mm。申込前6ヶ月以内に撮影したもの。(できればカラー)
 - ② 上三分身(胸から上)、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの。
 - ③ 写真専用用紙以外の用紙(コピー用紙等)に印刷したものは不可
- ※貼付された写真の状態によっては撮り直しをお願いすることがあります。**

- (3) 受講申込書⑦の「受講資格」の学歴の欄は、案内書 3. 受講資格の(1)又は(2)に該当する方のみ1～3のいずれかを○で囲んでください。
- (4) 受講申込書⑦の「受講資格」の業務経験の欄は、案内書 3. 受講資格の(1)～(3)に該当する方すべての方が記入してください。
- (5) 受講申込書⑧の「証明」の欄は、必ず事業者から証明を受けてください。この場合の事業者の印は、個人印ではありません。社長、工場長等の職印を押印してください。
- (6) 業務経験の設計、製作、検査、取扱いの作業の経験年数の期間が、2以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて事業者の証明が必要です。

6. 受講申込の方法

申込書及び受講票に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講料及びテキスト代を添えて協会支部に申し込んでください。

※受講申込期間、受講申込先及び講習定員は別紙のとおりです。

7. 注意事項、その他

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 欠席されたときや受講を中止した場合は、原則として受講料の返金はできません。
- (3) 本講習は法定の最低必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で修了試験が受けられません。
- (4) 修了試験がありますので、必ず筆記用具(HB又はBの鉛筆及びプラスチック消しゴム)を持参してください。
- (5) 全科目を受講し修了試験に合格された方は、後日、法定の修了証を交付します。
- (6) 台風、地震等で講習開催が不可能になった場合は、新たに講習日等を設定し実施することがあります。
- (7) 既に、当協会発行の統合修了証(プラスチックカード製)の交付を受けている方は、修了証(表面)右上の「修了者ID」番号を申込書③の欄に必ず記入してください。

なお、今お持ちの統合修了証は、本技能講習の修了証を交付するときに返還(交換)していただきます。

本人確認証明書 及び 卒業証明書又は卒業証書の写し 貼布欄

のりつけ
(貼付部分)